

令和7年第8回議事録

黒石市農業委員会

議 事 録

- 1 開催日時 令和7年8月18日(月) 午前8時55分～9時30分
- 2 開催場所 黒石市役所のまちセンター イベントホール
- 3 出席委員 (11人)

会 長	12番	木 立 康 行	
会長職務代理者	11番	佐 藤 孝 文	
委 員	1番	種 市 美 夏	2番 森 山 栄 治
	4番	佐 藤 陽 介	5番 今 隆 俊
	6番	石 澤 孝 知	7番 長 内 康 之
	9番	工 藤 勝 彦	10番 工 藤 元 伸
	13番	佐 藤 国 雄	
- 4 欠席委員 (2人)

3番	加 藤 浩 揮	8番	木 村 功
----	---------	----	-------
- 5 出席農地利用最適化推進委員 (6人)

・沖揚平・厚目内地区	櫻 庭 太 志	・中野地区	佐 藤 徹 志
・山形地区	盛 晋	・浅瀬石・追子野木地区	佐 藤 仁
・黒石地区	高 木 一 弥	・六郷地区	村 上 誠
- 6 議事参与の制限委員 (1人) 6番 石 澤 孝 知
- 7 付議案件

報告第17号	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第18号	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
議案第30号	農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第31号	農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
議案第32号	農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
議案第33号	農用地利用集積等促進計画案に関する意見について
議案第34号	非農地証明申請について
- 8 事務局職員

事務局長	佐 藤 久 貴
事務局長補佐	村 上 大 樹
主査	山 田 和 晶
主事	工 藤 慎 也
主事	福 澤 野 亜

佐藤事務局長	定刻前ですが、全員お揃いになりましたので会議を始めます。 それでは、会議規則第4条の規定により、会長に議長を務めていただき進めてまいります。よろしくお願いします。
議長	(開会の挨拶) 黒石市農業委員会憲章の唱和を、佐藤孝文職務代理者をお願いします。
職務代理者	ご起立願います。 私が前文を読み上げますので、一、農業委員会は、の次からご唱和をお願いします。 一、農業委員会は、(全員で唱和) ありがとうございました。ご着席ください。
議長	ただいまから、令和7年第8回黒石市農業委員会総会を開会いたします。 在任農業委員中、出席委員が11人で、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたします。 また、農地利用最適化推進委員につきましても、6人が出席しております。 次に、議事録署名者並びに書記の選任についてお諮りいたします。
委員	「議長一任」の声
議長	議長一任の声がありますので、私から指名いたします。 議事録署名者には、9番工藤勝彦委員、11番佐藤孝文委員をお願いします。 書記には事務局の村上補佐をお願いします。 なお、総会の議案書は、事前に各委員に配付しておりますので、事務局には、要点の説明をお願いします。 議案の審議に入る前に、報告第17号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」を事務局から報告をお願いします。
福澤主事	報告第17号は、農地法施行規則第19条の規定により、別紙のとおり農地法の許可を要しない権利取得に係る届出書を受理したので、報告するものです。 別紙で説明いたします。 2ページと3ページをご覧ください。 令和7年7月受理分は、相続が15件、総面積91,903㎡、田が19筆28,291㎡、平畑が22筆22,570㎡、樹園地が23筆41,042㎡となっております。 以上です。
議長	ただいまの報告について、審議事項ではありませんが、ご質問等がありましたら承ります。
委員	「なし」の声
議長	質問がありませんので、次に報告第18号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」を事務局から報告をお願いします。
福澤主事	報告第18号は、農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので、報告するものです。 別紙で説明いたします。

		5ページをご覧ください。 受付番号22番は、田山平の田、4,067㎡を賃借人の都合により、令和7年7月2日に合意解約したものです。 受付番号23番は、大字南中野字堰下の田、1,430㎡を賃借人の都合により、令和7年7月11日に合意解約したものです。 受付番号24番は、大字高館字甲里見の樹園地、6,033㎡を賃借人の都合により、令和7年7月11日に合意解約したものです。 受付番号25番は、飛内北の田、2,065㎡を賃借人の都合により、令和7年7月15日に合意解約したものです。 以上です。
議	長	ただいまの報告について、審議事項ではありませんが、ご質問等がありましたら承ります。
委	員	「なし」の声
議	長	質問がありませんので、以上で報告を終わります。 次の議案第30号につきましては、6番石澤孝知委員が審議対象になっておりますので、議事参与の制限により、当該事案開始から終了まで退席をお願いします。 (石澤孝知委員退席) それでは、議案第30号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
福澤主事		議案第30号は、農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求めるものです。 別紙で説明いたします。 今回の申請は、賃借権設定が2件、所有権移転が10件です。 7ページをご覧ください。 (1) 賃借権設定です。 受付番号47番は、大字花巻字村家岸の田、外1筆合計3,594㎡を経営規模拡大のため、5年間貸借するものです。 受付番号48番は、ぐみの木北の田、5,326㎡を契約期間更新のため、5年間貸借するものです。農業経営基盤強化促進法の貸借期間満了に伴い、双方が法定更新を希望したため、農地法第3条での申請となりました。 8ページをご覧ください。 (2) 所有権移転です。 受付番号45番は、馬場尻南の田、外1筆合計13,854㎡を経営規模拡大のため、売買により取得するものです。 受付番号46番は、大字竹鼻字浅田の樹園地、2,567㎡を経営規模拡大のため、売買により取得するものです。 受付番号47番は、大字牡丹平字大沢の畑、1,861㎡を経営規模拡大のため、売買により取得するものです。 受付番号48番は、大字南中野字堰下の田、1,430㎡を経営規模拡大

	のため、売買により取得するものです。 受付番号49番は、迫子野木三丁目の田、外2筆合計652㎡を耕作便利のため、売買により取得するものです。 9ページをご覧ください。 受付番号50番は、大字上十川字大野七番の樹園地、2,984㎡を経営規模拡大のため、売買により取得するものです。 受付番号51番は、大字竹鼻字宮元の田、外3筆合計4,884㎡を経営規模拡大のため、売買により取得するものです。 受付番号52番は、大字南中野字不動沢ノ上の畑、外1筆合計15,682㎡を経営規模拡大のため、売買により取得するものです。 10ページをご覧ください。 受付番号53番は、大字浅瀬石字村上の畑、外1筆合計613㎡を新規農家のため、贈与により取得するものです。後ほど委員より、聞き取り調査した内容の報告があります。 受付番号54番は、大字株梗木字中渡の畑、2,537㎡を経営規模拡大のため、売買により取得するものです。 以上の申請につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。 なお、申請書及び添付書類の内容確認並びに、申請地の現地調査にあたった委員より報告があります。 以上です。
議 長	それでは、申請書及び添付書類の内容確認並びに、申請地の現地調査にあたった、5番今隆俊委員に報告をお願いします。
今 隆 俊 委 員	今回申請があった農地について、去る8月6日、工藤勝彦委員、佐藤仁推進委員、私と事務局を交えて、申請書及び添付書類等の審査並びに現地調査した結果を報告します。 (1) 賃借権設定です。 受付番号47番、48番は、現況は田で、権利取得後は水稻の栽培が行われます。 (2) 所有権移転です。 受付番号45番は、現況は田で、権利取得後は水稻の栽培が行われます。 受付番号46番は、現況は樹園地で、権利取得後はりんごの栽培が行われます。 受付番号47番は、現況は畑で、権利取得後はりんごの栽培が行われます。 受付番号48番、49番は、現況は田で、権利取得後は水稻の栽培が行われます。 受付番号50番は、現況は樹園地で、権利取得後はりんごの栽培が行われます。 受付番号51番は、現況は田、畑で、権利取得後はりんごの栽培が行われます。 受付番号52番は、現況は畑で、権利取得後はりんごの栽培が行われます。 受付番号53番は、新規農家による申請のため、聞き取り調査した内容を

		報告します。 譲受人は、宅地を購入し、近隣にある申請地を取得後、家庭菜園として利用したいとのことです。 農業機械等は、肩掛草刈機、噴霧器を所有しており、耕運機は両親から借り入れするとのことです。 農作業経験はないものの、両親に教わりながら自家消費用のトマト、なす等のやさいを栽培するとのことです。 農業への意欲もあることから、農地の権利を取得することに問題はないと思われます。 受付番号54番は、現況は畑で、権利取得後はやさいの栽培が行われます。 今回申請があった12件は、権利を取得することで周辺農地及び農業上の利用において、影響はないものと思われます。 以上です。
議	長	ただいまの説明及び報告について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
委	員	「なし」の声
議	長	質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委	員 一 同	「異議なし」の声
議	長	ご異議がありませんので、議案第30号は原案のとおり決定いたします。 (石澤孝知委員指定席に着く) それでは、議案第31号「農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
工 藤 主 事		議案第31号は、農地法第4条第2項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求めるものであります。 内容について、別紙12ページで説明いたします。 受付番号2番は、申請人は記載のとおりです。 土地表示は追子野木一丁目、登記地目は畑、現況地目は畑、面積は3筆合計560㎡、従業員駐車場用地とするため申請するものです。 申請地は、都市計画用途区域の工業地域に該当しており、農地区分が第三種農地に該当するため、転用許可見込みがあるものと考えられます。 なお、申請地の詳細については、聞き取り調査を行った委員より報告があります。 以上です。
議	長	それでは、聞き取り及び現地調査を行った、5番今隆俊委員に報告をお願いします。
今 隆 俊 委 員		今回、農地法第4条申請があった土地について、去る8月6日、工藤勝彦委員、佐藤仁推進委員、私と事務局を交えて、聞き取り調査及び申請書並びに、添付書類等の審査をした結果を報告します。

		受付番号2番は、従業員駐車場用地とするための申請です。 場所は、黒石市役所から南へ約800mの場所に位置しています。 農地転用する理由は、申請者の土木工事業拡大に伴い、土木工事用の機械類や従業員車両が増えたことから、既存の車両置場が手狭となったためとのことです。 土地の選定理由を聞き取りしたところ、申請地は申請人の自宅兼事業所から徒歩5分圏内に位置しており、利便性が高いためとのことです。 申請地周辺は、北側は河川、西・南側は宅地、東側は畑となっております。 申請地の周囲は、安定勾配の崩れ防止措置を施した法面とし、更に緩衝帯を設けて周囲の土地に影響を及ぼさないようにします。 また、雨水等は敷地内で自然浸透により処理するとのことで、転用することに問題はないと思われます。 以上です。
議	長	ただいまの説明及び報告について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
委	員	「なし」の声
議	長	質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委 員 一 同		「異議なし」の声
議	長	ご異議がありませんので、議案第31号は、原案のとおり決定いたします。 それでは、議案第32号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
工 藤 主 事		議案第32号は、農地法第5条第3項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求めるものであります。 内容について、別紙14ページで説明いたします。 受付番号5番は、申請人は記載のとおりです。 土地表示は大字上十川字北原三番、登記地目は田、現況地目は田、面積は2,630㎡、従業員駐車場用地とするため申請するものです。 申請地は、農地区分が第一種農地に該当しますが、隣地が譲受人の事業所敷地となっており、代表取締役が事業所敷地内に居住していることから、第一種農地の不許可の例外の集落接続に該当するため、転用許可の見込みがあるものと考えられます。 受付番号6番は、申請人は記載のとおりです。 土地表示は追子野木一丁目、登記地目は畑、現況地目は畑、面積は208㎡、従業員駐車場用地とするため申請するものです。 申請地は、都市計画用途区域の工業地域に該当しており、農地区分が第三種農地に該当するため、転用許可見込みがあるものと考えられます。 なお、申請地の詳細については、聞き取り及び現地調査を行った委員より報告があります。

		以上です。
議 長		それでは、聞き取り及び現地調査を行った、5 番今隆俊委員に報告をお願いします。
今 隆 俊 委 員		今回、農地法第 5 条申請があった土地について、去る 8 月 6 日、工藤勝彦委員、佐藤仁推進委員、私と事務局を交えて、聞き取り及び現地調査した結果を報告します。 受付番号 5 番は、従業員駐車場用地として取得するための申請です。 場所は、六郷小学校から南へ約 1. 2 k m の場所に位置しています。 土地の選定理由を聞き取りしたところ、申請地は譲受人の事業所敷地に隣接し、利便性も高いことから申請地を選定したとのことです。 申請地周辺は、北・東側は宅地、西側は田、南側は河川となっており、雨水等は自然浸透及び隣接する側溝へ排出するとのことで、転用することに問題はないと思われます。 受付番号 6 番は、従業員駐車場用地として取得するための申請です。 場所は、黒石市役所から南へ約 8 0 0 m の場所に位置しています。 親から子への使用貸借権設定によるものです。 農地転用する理由は、申請者の事業拡大に伴い、土木工事用の機械類や従業員車両が増えたことから、既存の車両置場が手狭となったためとのことです。 土地の選定理由を聞き取りしたところ、申請地は申請人の自宅兼事業所から徒歩 5 分圏内に位置しており、利便性が高いとのことです。 申請地周辺は、北側は河川、西・南側は宅地、東側は畑となっております。 申請地の周囲は、安定勾配の崩れ防止措置を施した法面とし、更に緩衝帯を設けて、周囲の土地に影響を及ぼさないようにします。また、雨水等は、敷地内で自然浸透により処理するとのことで、転用することに問題はないと思われます。 以上です。
議 長		ただいまの説明について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
委 員		「なし」の声
議 長		質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委 員 一 同		「異議なし」の声
議 長		ご異議がありませんので、議案第 3 2 号は、原案のとおり決定いたします。 それでは、議案第 3 3 号「農用地利用集積等促進計画案に関する意見について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
山 田 主 査		議案第 3 3 号は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画案について、農業委員会の意見を求めるものであります。 別紙 1 6 ページで説明します。 今回の申請は、賃借権設定が 3 件です。

		(1) 賃借権設定です。 受付番号32番から34番は、農地中間管理事業による新規設定となります。 受付番号32番は、大字黒石字浄光寺の田、外1筆合計11,486㎡を10年間10a当たり12,000円での設定です。 受付番号33番は、大字牡丹平字出石田北の田、4,601㎡を10年間10a当たり12,000円での設定です。 受付番号34番は、大字竹鼻字北野田の田、2,958㎡を10年間10a当たり15,000円での設定です。 以上、計画書の内容等により、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えられます。 以上です。
議	長	ただいまの説明について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
委	員	「なし」の声
議	長	質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委	員 一 同	「異議なし」の声
議	長	ご異議がありませんので、議案第33号は、原案のとおり決定いたします。それでは、議案第34号「非農地証明申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
工 藤 主 事		議案第34号は、黒石市非農地証明事務取扱要領第3条の規定により、別紙のとおり非農地証明申請者の提出があったので、審議を求めるものです。 別紙で説明いたします。 18ページをご覧ください。 受付番号2番の土地の所在は、大字石名坂字村ヨリ西、登記地目は田、面積は2筆合計1,846㎡で、土地所有者は記載のとおりです。 証明内容は、現況、原野の状況です。 平成16年1月19日に相続により取得しており、田として耕作していましたが、10年以上前から不耕作地となっており、現在は雑草や低木が繁茂している状態です。 現況が田の様相を呈しておらず、また、農地に復元することが著しく困難である土地と判定及び確認されることから、現況地目は非農地で、非農地証明を交付することに問題ないと思われます。 なお、申請地の詳細については、農地法第3条申請の現地調査と同様の方法で、現地の確認を行った委員より報告があります。 以上です。
議	長	それでは、現地の確認を行った、5番今隆俊委員に報告をお願いします。
今 隆 俊 委 員		今回、非農地証明を受けたい申し出があった農地について、去る8月6日、工藤勝彦委員、佐藤仁推進委員、私と事務局を交えて、現地調査及び添付書類等の審査した結果を報告します。 受付番号2番は、雑種地として非農地証明を受けたいとのことです。

